

林俊夫・弁護士著　　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1990 年 11 月号を読む

労働時間の意味

1. (1)最近は、完全週休二日制を実施する企業が多くなっている。
(2)これは、昭和 62 年に改正された労働基準法 32 条が労働者の労働時間について「1 週 40 時間、1 日 8 時間」の原則を採用したことに基づく。
(3)ところで、この場合の労働時間とは何かについては、右法律には明定されていないため、その意味をめぐって争いとなり、時間外労働として、労働者が使用者に対し割増賃金の請求をする等の訴訟が提起されることがある。
2. (1)一般に、労働時間とは、労働者が使用者の指揮監督下にある時間のことであり、休憩時間を除いた実労働時間を意味する。
(2)しかし、各企業における労働者の就業内容は様々であるから、具体的ケースにおいて、一定の作業内容を労働時間に算入すべきかどうかの判断が困難な場合がある。
(3)特に、始終業時に行われる作業の準備・後始末、ミーティング、体操、作業服の着用、入門後の作業場までの歩行等の行為に費される時間について争われることが多い。
(4)この点について、最近注目すべき判例が登場したので、それを紹介する。
3. (1)Xらは、船舶・各種機械の製造修理等を行うY会社の従業員であった。
(2)Y会社では、完全週休二日制の導入に際し、就業規則の改正がなされた結果、1 日 8 時間の所定労働時間外に始終業時に作業服・安全衛生保護具の着脱等がXらに義務づけられることになった。
(3)そこで、Xらは、それらに要する時間は労働基準法上の労働時間にほかならないから、右就業規則は労働基準法に違反すると主張し、Y会社に対し、右労働時間に相当する割増賃金の支払請求訴訟を提起した。
(4)これに対し、裁判所は、次のような判決を下した(長崎地判平元・2・10)。
4. (1)まず、労働基準法の労働時間とは、使用者の指揮監督下に労務を提供している時間である。
(2)それには、本来の作業に当たらなくても、その作業を遂行するために必要不可欠な行為なし不可分の行為も含まれる。
5. 次に、本件の場合、
 - ①法令により義務づけられている作業服や安全衛生保護具の着脱、始業時の更衣所から準備体操所までの歩行、終業時の作業所から更衣所までの歩行、造船作業現場での材料・消耗品の受け出し、

作業所での散水等の各行為は、Xらの本来の作業に不可欠な行為ないし密接に関連する行為であるから、それらの行為に要した時間は、労働基準法上の労働時間というべきである。

②これに対し、門から更衣所までの徒歩、休憩時間中の安全衛生保護具の着脱・徒歩、作業終了後の手洗い・洗面・入浴・着衣等の各行為に各々要する時間は、使用者の指揮監督下の労務の提供とはいえないから、労働基準法上の労働時間ではない。

6. 従って、①に要する時間を 1 日の所定労働時間から除外すると定める本件就業規則の規定は、労働基準法 32 条に違反し無効である。よって、Xらの①に関する請求は認められるが、②に関する請求は認められない。